

第2 福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示の状況

(1) 文書による開示請求

ア 開示請求の状況

令和4年度の文書による自己の個人情報（以下「自己情報」という。）の開示請求の件数は、660件でした（図1）。

これを開示請求者別に見ると、県内に住所を有する個人が594件、県外に住所を有する個人が66件となっています（図2）。

また、実施機関別に見ると、警察本部長469件、知事98件、人事委員会50件、教育委員会29件等となっています（表1）。

開示請求の主な内容を見ると、警察が作成した相談カード、サービス日誌、物件事故報告書、犯罪事件受理簿等に記載された自己情報や、職員採用試験及び教員採用試験に係る自己情報等があります。

図1 文書による開示請求件数（平成30年度～令和4年度）

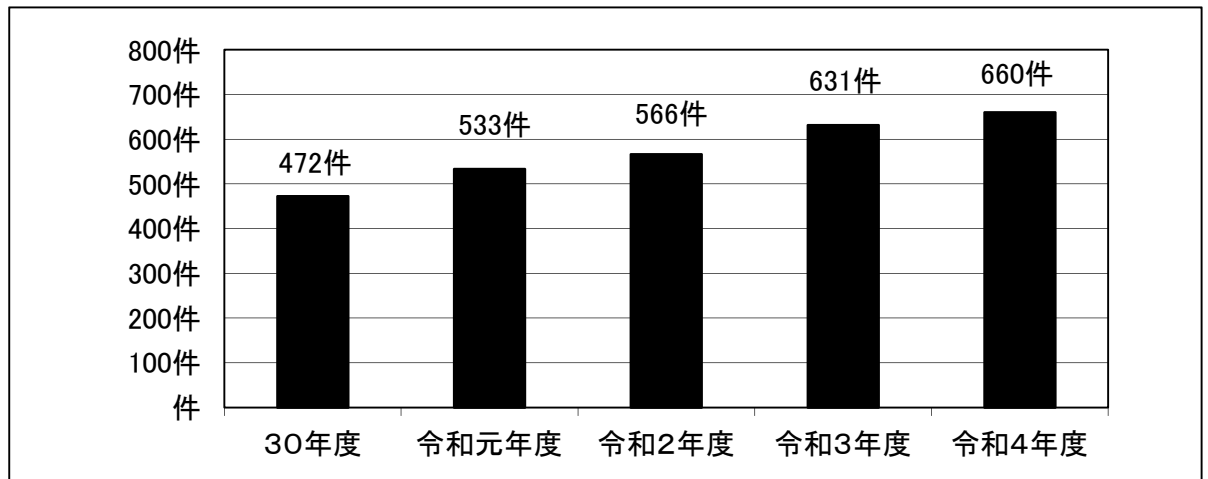


図2 開示請求者別内訳

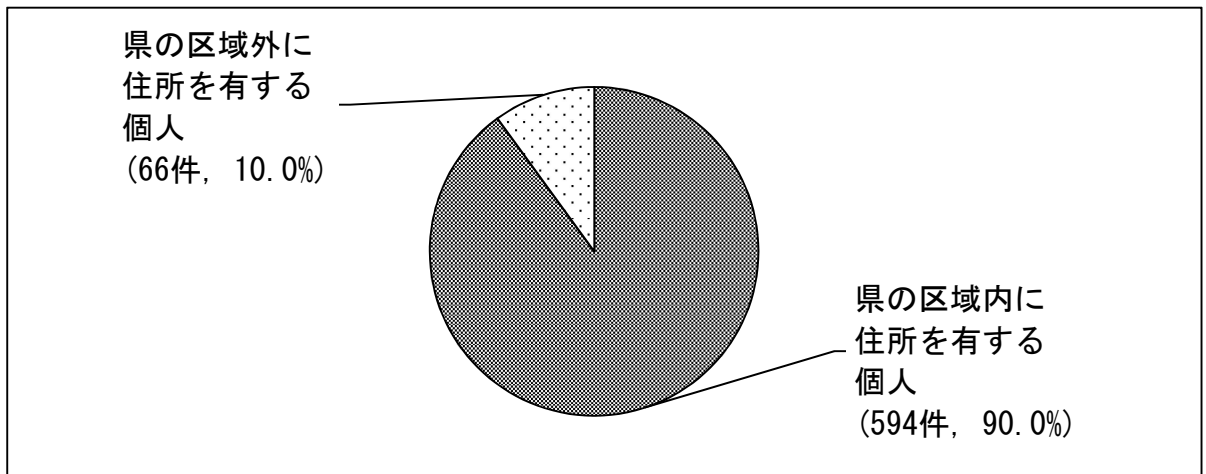


表 1 実施機関別個人情報開示請求状況

実施機関		請求 件数	開示請求の主な内容
知 事	総務部、秘書室	4	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請書に記載された自己情報 ・各種相談記録に記載された自己情報
	企画・地域振興部		
	人づくり・県民生活部	3	
	保健医療介護部	20	
	福祉労働部	48	
	環境部	1	
	商工部		
	農林水産部	13	
	県土整備部	3	
	建築都市部	6	
	会計管理局		
	小計	98	
議 会			
公営企業の管理者			
教育委員会	29	・教員採用試験結果に関する自己情報	
選挙管理委員会			
人事委員会	50	・職員採用試験結果に関する自己情報	
監査委員会			
公安委員会	3		
警察本部長	469	<ul style="list-style-type: none"> ・相談カードに記載された自己情報 ・サービス日誌に記載された自己情報 ・物件事務報告書に記載された自己情報 ・犯罪事件受理簿に記載された自己情報 	
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人	11	・公立大学入学試験結果に関する自己情報	
公 社			
合 計	660		

イ 開示請求に対する決定の状況

開示請求660件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数5件を除いた655件です（表2）。

表2 実施機関個人情報開示請求に対する決定状況

実施機関	請求 件数	決 定 の 状 況				取下げ	
		開示	部分開示	不 開 示 不 存 在	却下		
知 事	総務部、秘書室	4	2	1			1
	企画・地域振興部						
	人づくり・県民生活部	3	1	2			
	保健医療介護部	20	14	6			
	福祉労働部	48	27	20	1	1	
	環境部	1			1	1	
	商工部						
	農林水産部	13	5	7			1
	県土整備部	3	3				
	建築都市部	6	3	2	1	1	
	会計管理局						
小 計	98	55	38	3	3	2	
議 会							
公営企業の管理者							
教育委員会	29	20	9				
選挙管理委員会							
人事委員会	50	50					
監査委員							
公安委員会	3		3				
警察本部長	469	11	449	6	6	2	1
労働委員会							
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
地方独立行政法人	11	11					
公 社							
合 計	660	147	499	9	9	2	3

ウ 不開示事由

不開示と部分開示の決定状況について、条例第14条第1項の第1号から第10号までの主な適用状況は下表のとおりです（表3）。

表3 不開示事由の事由別適用件数

条例第14条第1項各号		適用件数		
		部分開示	不開示	計
第1号	開示請求者以外の個人に関する情報	350		350
第2号	事業情報	12		12
第3号	審議・検討等情報	16		16
第4号	行政運営情報	111		111
第5号	評価判断情報	127		127
第6号	警察職員情報	424		424
第7号	捜査等情報	31		31
第8号	法令秘情報	6		6
第9号	未成年者等情報	3		3
第10号	会派情報			
計		1,080		1,080

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）

ア 簡易開示の対象となる個人情報

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

実施機関別の対象件数は、知事が19件、教育委員会が7件、人事委員会が5件、警察本部長が15件、地方独立行政法人が18件、合計64件となっています（資料）簡易開示一覧表のとおり）。

イ 簡易開示の件数

簡易開示の請求件数は、8,573件でした（図3、表5）。

請求件数が最も多かったものは、福岡県立高等学校入学者選抜で、6,743件の請求があり、請求件数全体の約78.6パーセントとなっています。

その他の主な内容は、県職員採用試験関係のものが634件、三公立大学入学試験関係のものが307件、福岡県立高等技術専門学校訓練生選考試験が90件等となっています。

図3 口頭による開示請求件数（平成30年度～令和4年度）

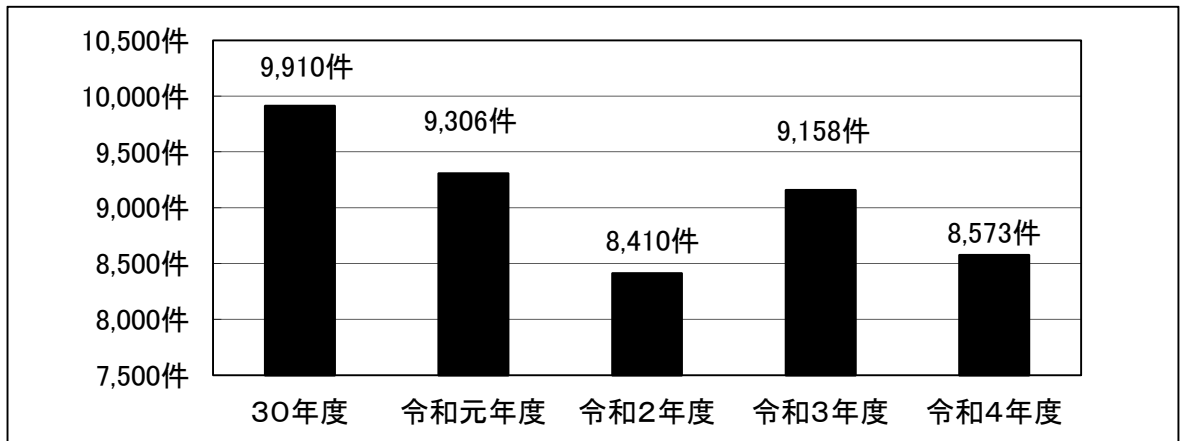


表5 実施機関別簡易開示の件数

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数
知事	クリーニング師試験	1
	製菓衛生師試験	3
	福岡県ふぐ処理師試験	5
	毒物劇物取扱者試験	4
	登録販売者試験	4 5
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	1 4
	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	9 0
	福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験	3
	狩猟免許試験	4
	農薬指導士認定試験	1
	家畜人工授精講習会修業試験	1
	小 計	1 7 1
教育委員会	福岡県立高等学校入学者選抜	6, 7 4 3
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	1 5 4
	福岡県立特別支援学校高等部入学者選考	1
	小 計	6, 8 9 8
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	5 1 0
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	5 9
	福岡県職員採用選考（人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。）	6 5
	小 計	6 3 4

警察 本部長	猟銃等講習考査	2 1 2
	警備員指導教育責任者講習修了考査	1 8 6
	機械警備業務管理者講習修了考査	9
	警備員等検定学科試験	1 0 6
	警備員等検定実技試験	3 7
	駐車監視員資格者講習修了考査	1 3
	小 計	5 6 3
地方独立 行政法人	九州歯科大学入学者選抜試験（一般選抜・総合型選抜・学校推薦 型選抜）	1 4 4
	福岡女子大学学部入学者選抜試験（一般選抜・一般選抜以外）	1 6 0
	福岡女子大学大学院入学者選抜試験	3
	小 計	3 0 7
合 計		8, 5 7 3

2 自己情報の訂正の状況

自己情報の訂正請求は、開示を受けた自己情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができるものです。

令和4年度は、4件の自己情報の訂正請求があり、4件の不訂正決定を行っております。

3 自己情報の利用停止の状況

自己情報の利用停止請求は、開示を受けた自己情報が、収集の制限等（条例第3条）、個人情報の利用及び提供の制限（条例第5条）、特定個人情報の利用の制限（条例第5条の2）又は特定個人情報の提供の制限（条例第5条の3）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

令和4年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 審査請求の状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

令和4年度は、審査請求が3件ありました（表6）。

表6 審査請求の状況

（令和5年9月1日現在）

審査案件	実施機関	審査請求 年月日	個人情報保護審議会		実施機関の裁決	
			諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
苦情等調査結果等報告書に関する個人情報部分開示決定に対する審査請求	公安委員会	R4.9.7	R5.5.25	—	—	—
福岡県個人情報保護審議会の審議資料及び会議録に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R4.9.22	R4.12.7	R5.8.17	R5.9.21	棄却
措置入院に係る提出書類に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	知事	R4.12.8	R5.3.22	—	—	—

5 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、条例第47条の規定により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

令和4年度は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、苦情相談はありませんでした。

6 福岡県個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・第一部会（審査請求部会）

審査請求事案の審査に関する事項を所掌する。

- ・第二部会（住基法・番号利用法部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

(1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

令和4年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表7～8）。

表7 全体会の開催状況

	開催日	会議に付した事案の件名	進行状況
第15期 第2回 審議会	R4. 4. 28	(1)個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応について	意見交換
第16期 第1回 審議会	R4. 5. 19	(1)個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応について	意見交換
第16期 第2回 審議会	R4. 6. 16	(1)個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応について	意見交換
第16期 第3回 審議会	R4. 8. 18	(1)個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応について	答申案
第16期 第4回 審議会	R4. 9. 28	(1)個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応について	意見交換及び 答申案

表8 第一部会の開催状況

	開催日	会議に付した事案の件名	進行状況
第16期 第1回 審議会	R4. 6. 16	(1)福岡県情報公開審査会の答申に係る個人情報利用不停止決定処分に対する審査請求	概要説明
第16期 第2回 審議会	R4. 7. 21	(1)福岡県情報公開審査会の答申に係る個人情報利用不停止決定処分に対する審査請求	口頭意見陳述
		(2)医療相談の対応記録に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	論点整理
第16期 第3回 審議会	R4. 8. 18	(1)国民健康保険審査会の資料等に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	概要説明
第16期 第4回 審議会	R4. 9. 15	(1)福岡県情報公開審査会の答申に係る個人情報利用不停止決定処分に対する審査請求	論点整理
		(2)交番勤務日誌に関する個人情報部分開示決定に対する審査請求	概要説明
第16期 第5回 審議会	R4. 10. 20	(1)国民健康保険審査会の資料等に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	口頭意見陳述
		(2)医療相談の対応記録に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	論点整理
第16期 第6回 審議会	R4. 11. 17	(1)福岡県情報公開審査会の答申に係る個人情報利用不停止決定処分に対する審査請求	答申案
		(2)国民健康保険審査会の資料等に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	論点整理
第16期 第7回 審議会	R4. 12. 15	(1)国民健康保険審査会の資料等に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	論点整理
		(2)乳幼児発達診査指導票に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	概要説明
		(3)交番勤務日誌に関する個人情報部分開示決定に対する審査請求	経過報告
第16期 第8回 審議会	R5. 1. 19	(1)国民健康保険審査会の資料等に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	答申案
		(2)交番勤務日誌に関する個人情報部分開示決定に対する審査請求	論点整理
		(3)〇〇警察署管理に係る保護カード等に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	概要説明
		(4)医療相談の対応記録に係る個人情報不開示決定処分に対する審査請求	経過報告
第16期 第9回 審議会	R5. 2. 16	(1)乳幼児発達診査指導票に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	論点整理
		(2)〇〇警察署管理に係る保護カード等に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	論点整理

	開催日	会議に付した事案の件名	進行状況
第16期 第10回 審議会	R5. 3. 16	(1) 乳幼児発達診査指導票に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	答申案
		(2) 交番サービス日誌に関する個人情報部分開示決定に対する審査請求	答申案
		(3) ○○警察署管理に係る保護カード等に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	答申案

(2) 諮問及び答申

令和4年度は、審査請求事案に係る諮問が3件あり、うち1件の答申がなされました。残りの案件については、現在審議を行っています。

また、過年度から審議を継続していた事案について、5件の答申がなされました。

加えて、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応について、諮問が1件あり、答申がなされました。

(3) 福岡県個人情報保護審議会委員

福岡県個人情報保護審議会の委員（第16期）は、次のとおりです（表10）。

委員の任期は2年となっています。

表10 福岡県個人情報保護審議会委員名簿（五十音順、現職名は令和5年4月20日現在）

氏名	現職名	役職名	任期
井上 真由美	(株)西日本新聞社社会部編集委員		令和4年 5月13日 ～ 令和6年 5月12日
江島 玲子	消費生活アドバイザー		
小林 登	弁護士	会長	
榎藤 光枝	(株)Branches代表取締役		
櫻井 幸一	九州大学大学院システム情報科学研究院教授		
佐々木 久美子	(株)グローブノーツ代表取締役会長		
中原 清美	福岡県民生委員児童委員協議会副会長 中間市民生委員児童委員協議会会長		
村上 英明	福岡大学法科大学院教授	会長職務 代理者	
山元 規靖	福岡工業大学情報工学部情報通信工学科教授		

7 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、条例第10条の規定により、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないとされています。

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

個人情報取扱事務登録簿は、県ホームページ並びに県民情報センター及び地区県民情報コーナーにおいて公表しています。

令和4年度の個人情報取扱事務の登録件数は、1,298件でした（表11）。

表11 令和4年度個人情報取扱事務の登録件数（実施機関別）

実施機関	事務の区分及び件数					
	固有事務 (本庁)	固有事務 (出先機関)	出先機関 共通事務	全庁 共通事務	合計	
知事	総務部、秘書室	49	2		4	55
	企画・地域振興部	52	4			56
	人づくり・県民生活部	95	3	1	1	100
	保健医療介護部	197	13	29		239
	福祉労働部	144	22	20		186
	環境部	73				73
	商工部	64	8	14		86
	農林水産部	101	5	13		119
	県土整備部	11		13		24
	建築都市部	57		6		63
	会計管理局	3			2	5
	小計	846	57	96	7	1,006
議会	11				11	
公営企業の管理者	3			2	5	
教育委員会	33	23	27		83	
選挙管理委員会	4				4	
人事委員会	3				3	
監査委員						
公安委員会	6				6	
警察本部長	136				136	
労働委員会	1				1	
収用委員会						
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
地方独立行政法人	43				43	
合計	1,086	80	125	7	1,298	

注 固有事務：各所属において固有に処理する個人情報取扱事務

出先機関共通事務：各部局の同種の出先機関において共通して処理する個人情報取扱事務

全庁共通事務：全庁において共通して処理する個人情報取扱事務